

## 独立行政法人環境再生保全機構 第5期中期計画

令和6年3月

### (序 文)

独立行政法人環境再生保全機構（以下「ERCA」という。）は、「独立行政法人通則法」（平成11年7月16日 法律第103号）第30条の規定に基づき、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間におけるERCAの中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

（補記）以下、「前中期目標期間実績」とは、第4期中期目標期間における、令和元～令和4年度の実績を表す。

## 第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1. 社会課題解決による持続可能な成長の推進～時代の要請への対応～

#### (1) 気候変動の影響への適応策の推進

##### ① 热中症警戒情報及び热中症特別警戒情報の前提となる情報の整理・分析・提供

ア 热中症警戒情報については、過去にない高温が生じていることを踏まえた運用期間の妥当性や健康との関係の検証等に着目したPDCAサイクルを機能させることにより、地域特性に応じた予防行動が効果的に促されることを目指した、的確性の向上のための情報の整理・分析・提供を毎年度1回以上行うために、以下の取組を行う。

(ア) 環境省が毎年発表している热中症警戒情報の運用期間とそれ以外の期間を含めた通年の暑さ指数の整理・分析を行い、運用期間の妥当性を検証し、環境省に提供する。

(イ) 热中症による死者数や救急搬送者数等の健康に関するデータと暑さ指数等の関係について、地域や時期等に応じた整理・分析を必要に応じて行い、環境省に提供する。

イ 热中症特別警戒情報については、人の健康に係る重大な被害の未然防止のための予防行動が効果的に促されることを目指した、プッシュ型で環境省に対して情報提供するスキームの試行版の令和6年度目途の構築、及び、PDCAサイクルにより、国内外の顕著な高温が見られた地域における最新の経験・教訓を反映させるスキームの不断の改善を図るために、以下の取組を行う。

(ア) 热中症特別警戒情報の発表の前提となる情報について、取得先の特定及び連絡調整を行い、環境省に対してプッシュ型で提供するためのスキームを第5期中期計画期間中の出来るだけ早期に構築する。

(イ) 每年度実施する現地調査等により、国内外の顕著な高温が見られた地域における経験・教訓に関する最新の情報を整理・分析し、プッシュ型の情報提供スキームの実効性が高まるよう必要な改善を不斷に図りながら、空振りをおそれることなく的確に総合判断するために必要な情報を日々収集し、整理・分析を行い、タイミングで環境省に提供する。

##### ② 地域における热中症対策の支援

ア 地方公共団体内の関係部局が連携・協力して热中症対策に取り組む体制の構築の促進、热中症対策普及団体や指定暑熱避難施設等の優良事例の創出、取組が遅れている市町村の支援等を行うとともに、ERCAが毎年度実施するアンケートにおいて、热中症対策の体制（会議体や協議体等）を設けたと回答する地方公共団体の割合が、当中期目標期間の最終年度までに都道府県では100%、市区町村では80%以上となるよう支

援するために、以下の取組を行う。

(ア) 中期目標期間の前半は熱中症対策普及団体や指定暑熱避難施設の市町村による指定拡大を促す優良事例、後半は熱中症対策普及団体や指定暑熱避難施設のスキルアップにつながる優良事例の創出及び普及を図ることを通じて、地方公共団体における会議体や協議体等の体制整備と、地域における熱中症に関する情報共有や対策の促進を図る。

(イ) 気候変動適応広域協議会への参加や、地方公共団体の熱中症対策への取組状況を調査するアンケートなどを行いつつ、取組が遅れている市町村に対して、現地を訪問するなどしながら、優先度の高い課題に対して効果的な対策のノウハウの提供等の支援を行う。

イ 人事異動を考慮して2年間を通じて全国の地方公共団体の熱中症関連部署に所属する1名以上の職員が、ERCAが開催する熱中症対策の研修を受講するとともに、ERCAが実施する毎年度のアンケートにおいて、「理解した」と回答する研修受講者の割合を、当中期目標期間中を通じて毎年度80%以上、最終年度までには90%以上とするために、以下の取組を行う。

(ア) 地域対面研修のほか、オンライン研修及びeラーニングを行うなど、全国の地方公共団体で熱中症を担当する職員等が参加しやすいよう利便性の高い効果的な研修体制の充実を図る。

(イ) 研修受講者を対象にアンケートを行い、地域ごとのニーズや課題を把握・分析することにより、研修メニューの改善を重ね、全国の地方公共団体における熱中症対策に実効性の高い研修を実施する。

## (2) 環境問題に関する調査・研究・技術開発

### ① サーキュラーエコノミー（戦略的イノベーション創造プログラム等）に関する研究推進

ア プラスチックのサーキュラーエコノミーシステムの構築に向けて、戦略及び開発計画に示す社会実装に向けたSIP期間中の達成目標を進展させるために、以下の取組を行う。

(ア) 戦略及び開発計画に示すミッションを達成するため、PDの指導のもと、研究開発テーマの進捗管理、研究開発テーマの実施支援などマネジメント業務を行う。

(イ) 研究開発で得られた成果を広く周知するとともに、関係府省の研究開発や政策に橋渡しするなど、研究成果の最大化に努める。

(ウ) 知財委員会を設置し、研究機関から提出される知的財産等を適切に管理するとともに、その活用に向けた取組を行う。

(エ) 研究費使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、

研究者及び会計事務担当者向けの説明会を実施する。

- (才) 研究機関における適正な研究費執行の確認と適正執行に向けた指導のため、継続中の研究課題について実地での検査（実地検査）を行う。

## ② 環境研究総合推進費による研究推進

ア 高い研究レベルが確保できるよう、前中期目標期間中の水準以上の応募件数を確保するために、以下の取組を行う。

- (ア) 研究者に行政ニーズを的確に周知するため、毎年度、公募説明会、個別相談会を実施するなど効果的な広報を展開する。
- (イ) 公募情報の早期発信を行い、研究者が申請しやすいよう、十分な準備期間を確保する。
- (ウ) 行政ニーズ策定のために、最新の研究動向などの必要な情報を収集・整理し、環境省政策担当者に提供する。

イ 人文社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者を確保するために、以下の取組を行う。

- (ア) 前中期目標期間を上回る若手研究者の採択枠を設定し、若手研究者の新規性、独創性の高い研究を一層促進する。また、人文社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者を対象とした公募に関する広報を充実させる。
- (イ) 若手研究者に対して、研究マネジメント等に関する講習会の実施、研究成果発表の機会を提供するなど、若手研究者の育成と活躍を促進する。

ウ 研究成果に対する外部有識者委員会による肯定的評価（5段階中上位2段階の評価の割合）を獲得する課題数の割合について前中期目標期間実績平均値と同程度を確保するために、以下の取組を行う。

- (ア) 研究成果の最大化を図るため、採択された課題について、キックオフ（K0）会合やアドバイザリーボード（AD）会合等の場を活用し、外部のアドバイザー及びプログラムオフィサー（P0）・ERCA職員による研究の進め方、政策検討状況の情報提供等の助言を充実させる。
- (イ) 中間評価で低評価を受けた研究課題については、評価を上げるための対応方策の作成を求め、プログラムディレクター（PD）と連携しつつ、P0を中心に研究者への指導・助言を強化することなどにより、中間評価結果を踏まえた研究計画の見直しや研究者への指導等、フォローアップを充実させる。なお、改善が見られないなどの場合は研究の打ち切りを検討する。
- (ウ) 研究費使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、研究者及び会計事務担当者向けの説明会を毎年度実施する。

(エ) 研究機関における適正な研究費執行の確認と適正執行に向けた指導のため、継続中の研究課題について実地での検査（実地検査）を行う。

エ 研究期間終了3年後の追跡評価における推進費研究成果（革新型研究開発（若手枠）を除く。）の社会実装率（法令、行政計画、報告書等に反映された研究課題の割合）について前中期目標期間の水準以上を確保するため、以下の取組を行う。

- (ア) P0、社会実装支援コーディネーターのコーディネート機能を活用しながら、環境省政策担当者に研究成果の橋渡しを行い、社会実装を推進する。また、P0やERCA職員がK0会合やAD会合において、政策検討状況の情報提供、助言等を行うなど、研究成果の社会実装を見据えた的確かつ効果的な研究管理に努める。
- (イ) 研究成果の実用化に向けて、研究機関から提出される知的財産出願件数を把握するとともに、研究者と民間企業等とのマッチング機会の提供により、大学等と民間企業等による共同研究開発等を促す。
- (ウ) 国民、民間企業、研究コミュニティ及び環境行政の関係者等に向けた効果的な成果の普及を行う。

### (3) 環境パートナーシップの形成

#### ① 民間環境保全活動の助成

ア 地球環境基金の助成終了後1年以上経過した案件の実質的な活動継続率を前中期目標期間の平均値以上とするために、以下の取組を行う。

- (ア) 国の政策目標や社会情勢などを踏まえ、民間団体による国内の社会課題解決に資する活動への助成に重点化を図り、活動成果の向上及び発展につなげる
- (イ) 持続可能な社会の実現に向けて、行政、企業、他のNPO等の様々なセクターとの協働によるプロジェクトを形成し、課題を戦略的、統合的に解決する活動の助成を推進する。
- (ウ) 民間団体の活動基盤強化の助成を充実することにより、活動の持続的な発展及び団体の成長の促進を図る。

イ 地球環境基金の助成を受けた活動に対する外部有識者委員会による事後評価の得点を前中期目標期間の平均値以上とするために、以下の取組を行う。

- (ア) 活動内容や組織規模に応じた中間支援組織による伴走支援プロジェクトの助成を推進することにより、活動成果の向上につなげる。
- (イ) 助成メニューの見直し等に伴う評価方法や評価基準の見直しを行いつつ、評価の負担や効果等を考慮した評価制度の効果的、効率的な運用を図る。

## **② 民間環境保全活動の振興**

ア 環境ユースネットワーク事業への参加者数を前中期目標期間の平均値以上とするために、以下の取組を行う。

(ア) 全国の高校生を中心としたユース世代が行う環境保全活動についての発表及び交流の機会の提供を推進し、連携やネットワークの充実を図る。

イ 民間団体と地域のステークホルダーとの連携に係る交流の促進や民間団体の活動基盤の強化等のために、以下の取組を行う。

(ア) 環境保全に係る課題解決に取り組む民間団体に対して、地域のステークホルダーとの交流の機会の提供や研修等の実施を通じてキャパシティビルディングの支援を行う。

ウ 寄附に係る制度周知の広報等の働きかけを通じて、地球環境基金事業への理解増進に努めるために、以下の取組を行う。

(ア) メディア等との連携により民間団体の活動成果の発信を充実させる。

## **(4) 産業廃棄物対策・廃棄物の不法投棄の防止等**

### **① ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の助成**

ア 透明性・公平性を確保した堅実な制度運営を図るために、以下の取組を行う。

(ア) 審査基準、これに基づく助成金の審査状況及び助成対象事業の実施状況などの情報を、四半期毎にホームページにおいて公表する。

### **② 維持管理積立金の管理**

ア 透明性・公平性を確保しつつ、堅実に制度を運営するために、以下の取組を行う。

(ア) 積立者に対し運用状況等の情報提供を着実に行うため、運用利息等を毎年度1回通知するとともに、積立て、取戻しに対する事務を適切かつ確実に行う。

イ 維持管理積立金の適正な管理を行うために、以下の取組を行う。

(ア) 維持管理積立金の管理状況を年1回ホームページにおいて公表する。

## **2. 人の命と環境を守る基盤的取組の着実な実施 ~不变の原点の追求~**

### **(1) 公害健康被害の補償**

ア 賦課金の申告率を毎年度99%以上とするために、以下の取組を行う。

- (ア) 産業構造の変化が加速化する中で、補償給付等の支給に必要な財源である賦課金を的確に確保するため、徴収関連業務受託者の能力向上を図るとともに、納付義務者からの質問及び相談等に的確に対応する。
- (イ) 賦課金申告の適正性・公平性を確保するため申告書の審査を実施し、申告内容に誤りがある場合の指導、修正又は更正など適正な処理を行う。
- (ウ) 納付義務者の申告・納付に係る事務負担軽減、誤りのない申告書類の作成に有効なオンライン申告を推奨し、デジタル技術等を活用して納付義務者の利便性及び業務効率の向上のための取組を実施する。

イ 地方公共団体が行う補償給付等に必要な費用の納付及び適切な活用を促進するために、以下の取組を行う。

- (ア) 地方公共団体が行う被認定者への補償給付及び公害保健福祉事業に係る事務処理の適正化を図るため、納付業務指導調査を実施する。
- (イ) 地方公共団体が行う被認定者への補償給付及び公害保健福祉事業に係る事務処理の効率化を図るため、納付業務支援研修等を実施し、地方公共団体の満足度向上に取り組む。
- (ウ) 地方公共団体が行う被認定者への補償給付及び公害保健福祉事業に係る地方公共団体の要望及び課題、優良取組事例等を把握し、国及び地方公共団体の企画業務の参考情報となるよう提供する。

## (2) 公害健康被害の予防

ア 呼吸リハビリテーション（以下「呼吸リハ」という。）を普及し、医療サービスにデジタル技術を積極的に活用するために、以下の取組を行う。

- (ア) 治療若しくはリハビリ支援アプリ、又は、呼吸リハに係る調査研究の採択課題の割合を前中期目標期間実績の平均値より50%以上増加させるものとする。
- (イ) 調査研究の質の向上を図るため、調査研究に係る外部有識者により、公募のあつた研究計画に対する事前評価と、採択後の調査研究に対する年度評価等を実施する。  
また、評価結果に加えて質の向上につながる助言を研究実施者等にフィードバックし、研究計画に反映させる。
- (ウ) 呼吸リハに係る事業の参加人数を増やすための取組を行う。

イ 事業従事者・コメディカルスタッフ向け研修の受講者数を前中期目標期間の平均値以上とするために、以下の取組を行う。

- (ア) 最新のガイドライン等の研修内容への反映状況を専門医に確認しつつ、受講者のアンケート結果も参考にした上で、適宜研修内容の更新を行う。
- (イ) 学会及び医療関係団体との連携を強化する。

ウ 医療従事者・NPO等のステークホルダーとの協働事業を促進するために、以下の取組を行う。

- (ア) 地方公共団体に協働事業モデル及び優良事例についての情報共有や働きかけを行うことにより、地方公共団体とステークホルダーとの協働事業の実施を促進する。
- (イ) 高齢者支援を行う団体と情報交換を行い、予防事業に有用な方法等に関する情報について精査した上で地方公共団体やステークホルダーに対して情報共有や働きかけを行う。

### (3) 石綿による健康被害の救済

ア 被認定者の医療の受けやすさに関する満足度を前中期目標期間実績の平均値である82%以上とするために、以下の取組を行う。

- (ア) 医療手帳の交付を受けた被認定者が医療を受けやすいように、医療機関等に対して、救済制度の医療費負担の仕組みについて周知を行うとともに、各種問合せにも丁寧に対応する。
- (イ) 認定通知作業と並行して請求書類の確認を行うなど、認定後に救済給付の支給を速やかに行うための支給審査に努める。

イ 療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数を前中期目標期間実績の平均値より短縮し、当中期目標期間の最終年度までに平均131日以内とするために、以下の取組を行う。

- (ア) 申請・請求段階から医療機関と緊密に連絡を行い、医学的判定に必要な資料の整備に努める。
- (イ) 医師の他、看護師、医療ソーシャルワーカー等を対象に、学会セミナー等を通じて、指定疾病の診断・治療等についての最新の知見を提供する。
- (ウ) 救済制度において診断実績のある医療機関等へ最新の医学的判定の考え方、判定に必要な医学的資料について関連する資料等を配布する。

- (エ) 救済制度に関する窓口相談、無料電話相談に丁寧に対応する。
- (オ) 都道府県がん診療拠点病院、関連学会や地方公共団体等とも連携しながら、効果が高い広報媒体を選択し全国規模の広報を行う。
- (カ) 労災保険制度等の対象になり得る申請等について、厚生労働省（労災保険窓口等）との定期的な情報共有を行う。
- (キ) 申請・請求窓口である保健所等においても適切に申請等の受付及び相談対応がなされるよう、環境省及び厚生労働省とも連携を図り、保健所等受付業務担当者説明会を実施する。また、保健所等の窓口担当者への情報提供として、地方公共団体研修会等において制度説明を行う。

## 第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### (1) 経費の効率化

#### ① 一般管理費

一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、当中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で8.125%以上の削減を行う。

#### ② 業務経費

公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費による研究推進業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、新規に追加される業務、システム関連経費、競争的研究費及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、システム関連経費、石綿健康被害救済給付金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、当中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で5%以上の削減を各勘定で行う。

ただし、熱中症対策業務（人件費、新規に追加される業務、システム関連経費及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）については、令和7年度以降毎年度、前年度比1.021%以上の効率化を図るものとする。

### (2) 調達の合理化

#### ① 調達の競争性・透明性の確保

ERCAが実施する調達案件は、原則として一般競争入札の方法により競争性を確保して実施する。

また、随意契約の方法により契約を行うものについては、ERCA内部に設置する契約手続審査委員会による事前審査及び監事・外部有識者によって構成する契約監視委員会

による事後点検等により透明性を確保する。

## ② 調達等合理化の取組の推進

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日 総務大臣決定）に基づき、ERCA が策定した「調達等合理化計画」を着実に実施することとし、契約手続審査委員会による審査及び契約監視委員会による点検等、PDCA サイクルによる調達等の合理化を推進する。

### ア 調達等合理化計画の策定

調達に関する内部統制システムを確立し、その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実施するため毎年度、調達等合理化計画を策定して公表する。また、年度終了後、速やかに、調達等合理化計画の実施状況について、自己評価を実施し、その結果を公表する。

### イ 調達等合理化計画の推進体制

調達案件は、契約手続審査委員会において適切に競争性が確保されること等を審査した上で調達を実施し、その結果は、契約締結後、速やかに理事会に報告して公表する。また、契約監視委員会において、調達等合理化計画の実施状況を通じて、一者応札・一者応募案件及び随意契約に至った理由等について点検を受け、その審議内容を公表する。

## （3）給与水準等の適正化

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日 閣議決定）等の政府方針に基づく取組として、役職員の給与水準等については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について毎年度厳格に検証した上で適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

## （4）情報システムの整備及び管理

環境政策上の多様な業務や課題に戦略的かつ柔軟に対応するため、デジタル技術の活用により事務手続の一層の簡素化、迅速化を図るとともに、役職員の情報リテラシー向上を目的とした情報リテラシー研修を実施し、データの利活用及び業務改善、事務の効率化に継続的に取り組む。

また、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日 デジタル大臣決定）にのっとり、IT に精通した職員を充実させ、ポートフォリオマネジメントオフィス（PMO）による支援を行う等により、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

## 第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

### （1）財務運営の適正化

自己収入・寄附金の確保に努め、「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、適切な予算執行管理を行う。なお、毎年度の運営費交付金の収益化について適正な管理を行い、運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。予算、収支計画、資金計画については、別紙のとおり。

承継業務については、回収困難債権の比重が高まる中、債権管理を適切に行い、債務者の事業再生支援等を積極的に推進するなど、元金及び附帯債権について回収の早期化、最大化に取り組む。なお、一般債権については第5期中期目標期間中に回収を終了させる。また、債権残高の減少を踏まえ、当該業務の今後を見据えた検討を行いつつ、安定的かつ効率的な業務実施に取り組む。

## (2) 基金の運用等

「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、同規程に基づき設置されている資金管理委員会による定期的な点検等により、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行うこととする。

また、公害健康被害予防基金及び地球環境基金については、安定的な事業実施の財源の一部とするため、資金の運用益の確保に努める。

## 第4 短期借入金の限度額

年度内における一時的な資金不足等に対応するための短期借入金の限度額は、単年度3,800百万円とする。

## 第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

## 第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

## 第7 剰余金の使途

地球環境基金事業及び環境保全研究・技術開発業務

## 第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

### (1) 施設及び設備に関する計画

なし

## (2) 職員の人事に関する計画

ERCA が多様な業務を実施していることを踏まえ、「人材の確保・育成に関する方針」を定める。

職員の士気向上に資するよう人事諸制度を検証し、人事評価制度を着実に運用とともに、他の機関との人材交流を行うことにより効果的な人材登用及び人材育成を図る。また、働き方改革を推進するため、職員の様々なライフ・ステージに配慮した人事諸制度の設計や勤務環境の整備を行う。さらに、組織の将来像を踏まえたキャリアプランを構築し、職員自らのキャリアビジョンにも配慮した研修機会の提供を行うとともに、多角的な研修計画を策定し、研修内容を毎年度見直す。

## (3) 積立金の処分に関する事項

第4期中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、公害健康被害予防事業、環境保全研究・技術開発業務及び承継業務の財源並びに第4期中期目標期間以前に自己収入財源で取得し、第5期中期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等に充てることとする。

## (4) その他当該中期目標を達成するために必要な事項

### ① 業務実施体制の強化・改善等

環境政策における ERCA の役割が増している現状を踏まえ、求められる役割を果たすため必要な組織体制を整備する。さらに、業務の実施状況等を継続的に確認し、専門人材の確保と育成を強化するとともに、必要に応じて、人員配置の見直し等を行う。

### ② 業務運営に係る環境保全等に関する取組

#### ア 業務における環境配慮

温室効果ガス排出量の削減に向け、政府方針を踏まえた「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づいた取組を毎年度着実に行う。また、業務における環境配慮等の状況を毎年度取りまとめ、公表する。

#### イ 環境保全及び社会貢献に関する取組

(ア) 我が国の環境政策の推進に積極的な役割を果たすため、國の方針や ERCA が保有する知見やノウハウ等を踏まえて、ERCA 法第 10 条第 1 項第 13 号及び同条第 2 項の規定等により、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する業務を必要に応じて実施する。

- (イ) 国民のERCAの業務に対する理解を増進するため、業務全体において、ターゲット毎に最適なメディア等を効果的に活用した広報を実施する。
- (ウ) 環境保全やライフスタイルの変革を推進する社会的気運を醸成するため、社会貢献活動及びステークホルダーとの連携に積極的に取り組む。

### ③ 内部統制の強化

#### ア 内部統制・リスク管理に関する取組

毎年度、内部統制・リスク管理委員会が内部統制の取組を推進し、半期毎に取組状況の確認等を行う。また、毎年度、経営と現場の対話として内部統制担当理事による職員面談等を行う。

#### イ 内部統制等監視委員会による検証等

内部統制の仕組みの有効性について、毎年度、外部有識者を含む内部統制等監視委員会において検証を行うとともに、監事監査において内部統制の評価を受ける。これらの検証等を踏まえ、必要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。

#### ウ 内部統制研修の実施

毎年度、全職員を対象に、内部統制やリスク管理に関する研修を実施する。

### ④ 情報セキュリティ対策の強化、適切な文書管理等

#### ア 情報セキュリティ対策の強化

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」の改訂状況等を踏まえ、ERCAとして定める「情報セキュリティ対策基準」、「情報セキュリティ実施手順書」等について適時見直しを行う。また、毎年度「情報セキュリティ対策推進計画」を策定し、保有する個人情報の流出等を未然に防止するためのシステム対策等を行うとともに、全役職員を対象とする情報セキュリティ研修、標的型攻撃等に備えた訓練等を適時実施することにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。さらに、これらの対策の実施状況を毎年度把握し、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。

#### イ 適切な文書管理及び情報公開

文書管理、情報公開については、「公文書等の管理に関する法律」(平成21年7月1日 法律第66号)、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年12月5日 法律第140号)等に基づき、適切に対応する。その際、法令の改正や行政機関における運用の動向等を踏まえ、「文書管理規程」、「情報公開規程」等について適時見直しを行うとともに、毎年度、担当職員等を対象とする研修を実施することで、周知徹底を図る。

### ⑤ 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。

## 別紙

予算（人件費の見積りを含む）

令和6年度～令和10年度予算  
(総計)

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	41,002
国庫補助金	1,215
その他の政府交付金	52,426
業務収入	128,376
運用収入	3,925
その他収入	425
計	227,370
支出	
業務経費	242,282
公害健康被害補償予防業務経費	168,179
うち人件費	1,668
石綿健康被害救済業務経費	34,585
うち人件費	1,630
環境保全研究・技術開発業務経費	31,275
うち人件費	900
基金業務経費	7,616
うち人件費	1,255
承継業務経費	628
うち人件費	432
一般管理費	7,047
うち人件費	2,888
計	249,329

## [人件費の見積り]

期間中総額7,065百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

## [退職給付債務財源の考え方]

退職一時金、年金債務及び厚生年金基金の積立不足解消のための財源は、汚染負荷量賦課金等の自己収入によるものを除いて運営費交付金及び石綿健康被害救済事業交付金を財源とするものと想定している。

## [運営費交付金算定ルール] : 別添

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和6年度～令和10年度予算  
 ( 公害健康被害補償予防業務勘定 )

(単位：百万円)

区分	補償事業	予防事業	合計金額
収入			
運営費交付金	1,766	-	1,766
国庫補助金	196	1,019	1,215
その他の政府交付金	29,503	-	29,503
業務収入	126,655	-	126,655
運用収入	-	2,586	2,586
その他収入	2	-	2
計	158,123	3,605	161,728
支出			
業務経費			
公害健康被害補償予防業務経費	164,605	3,574	168,179
うち人件費	946	722	1,668
一般管理費	1,017	673	1,690
うち人件費	412	274	686
計	165,622	4,246	169,869

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和6年度～令和10年度予算  
 ( 石綿健康被害救済業務勘定 )

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
その他の政府交付金	22,923
業務収入	668
その他収入	311
計	23,902
支出	
業務経費	
石綿健康被害救済業務経費	34,585
うち人件費	1,630
一般管理費	2,107
うち人件費	837
計	36,692

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和6年度～令和10年度予算  
 ( 環境保全研究・技術開発勘定 )

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	32,736
計	32,736
支出	
業務経費	
環境保全研究・技術開発業務経費	31,275
うち人件費	900
一般管理費	1,461
うち人件費	630
計	32,736

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和6年度～令和10年度予算  
 ( 基金勘定 )

(単位：百万円)

区分	地球基金事業	PCB基金事業	維持管理事業	熱中症対策事業	合計金額
収入					
運営費交付金	4,718	199	209	1,375	6,500
運用収入	549	-	790	-	1,339
その他収入	94	19	-	-	112
計	5,360	217	998	1,375	7,951
支出					
業務経費					
基金業務経費	4,468	1,207	891	1,050	7,616
うち人件費	659	82	82	431	1,255
一般管理費	861	108	108	325	1,402
うち人件費	355	44	44	136	580
計	5,330	1,315	998	1,375	9,018

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和6年度～令和10年度予算  
 (承継勘定)

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
業務収入	1,053
計	1,053
支出	
業務経費	
承継業務経費	628
うち人件費	432
一般管理費	
うち人件費	386
計	155
	1,015

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和6年度～令和10年度収支計画  
 ( 総 計 )

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	
経常費用	
公害健康被害補償予防業務経費	249,723
石綿健康被害救済業務経費	249,723
環境保全研究・技術開発業務経費	168,137
基金業務経費	34,629
承継業務経費	31,292
一般管理費	7,719
減価償却費	582
財務費用	7,062
減価償却費	302
財務費用	0
収益の部	
経常収益	
運営費交付金収益	248,687
国庫補助金収益	248,687
その他の政府交付金収益	40,567
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	1,215
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	34,770
業務収入	31,167
運用収入	1,116
その他の収益	134,157
財務収益	4,024
純利益（△純損失）	1,088
前中期目標期間繰越積立金取崩額	582
総利益（△総損失）	△ 1,036
	1,178
	142

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和6年度～令和10年度収支計画  
 ( 公害健康被害補償予防業務勘定 )

(単位：百万円)

区分	補償事業	予防事業	合計金額
費用の部	165,685	4,261	169,946
経常費用	165,685	4,261	169,946
公害健康被害補償予防業務経費	164,571	3,567	168,137
補償業務費	164,571	－	164,571
予防業務費	－	3,567	3,567
一般管理費	1,015	673	1,687
減価償却費	99	21	121
財務費用	0	0	0
収益の部	165,656	3,644	169,301
経常収益	165,656	3,644	169,301
運営費交付金収益	1,674	－	1,674
国庫補助金収益	196	1,019	1,215
その他の政府交付金収益	29,503	－	29,503
業務収入	134,157	－	134,157
資産見返負債戻入	45	6	51
賞与引当金見返に係る収益	51	－	51
退職給付引当金見返に係る収益	28	－	28
運用収入	－	2,620	2,620
財務収益	2	－	2
純利益（△純損失）	△ 28	△ 617	△ 645
前中期目標期間繰越積立金取崩額	45	617	662
総利益（△総損失）	17	－	17

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和6年度～令和10年度収支計画  
 ( 石綿健康被害救済業務勘定 )

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	36,813
経常費用	36,813
石綿健康被害救済業務経費	34,629
一般管理費	2,109
減価償却費	75
財務費用	0
収益の部	36,813
経常収益	36,813
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	31,167
その他の政府交付金収益	5,267
資産見返負債戻入	55
賞与引当金見返に係る収益	198
退職給付引当金見返に係る収益	125
純利益（△純損失）	－
総利益（△総損失）	－

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和6年度～令和10年度収支計画  
( 環境保全研究・技術開発勘定 )

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	
経常費用	32,840
環境保全研究・技術開発業務経費	32,840
一般管理費	31,292
減価償却費	1,475
財務費用	73
	0
収益の部	
経常収益	32,841
運営費交付金収益	32,841
資産見返負債戻入	32,574
賞与引当金見返に係る収益	66
退職給付引当金見返に係る収益	123
	79
純利益（△純損失）	1
総利益（△総損失）	1

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和6年度～令和10年度収支計画  
( 基金勘定 )

(単位：百万円)

区分	地球基金事業	PCB基金事業	維持管理事業	熱中症対策事業	合計金額
費用の部					
経常費用	5,360	1,319	1,069	1,402	9,150
基金業務経費	5,360	1,319	1,069	1,402	9,150
地球環境基金業務費	4,482	1,209	958	1,070	7,719
ボリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務費	4,482	—	—	—	4,482
維持管理積立金業務費	—	1,209	—	—	1,209
熱中症対策業務費	—	—	958	—	958
一般管理費	862	108	108	332	1,409
減価償却費	16	2	4	—	21
財務費用	0	0	0	—	0
収益の部					
経常収益	5,361	1,319	1,070	1,402	9,151
運営費交付金収益	5,361	1,319	1,070	1,402	9,151
ボリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	4,614	186	196	1,324	6,320
地球環境基金運用収益	—	1,116	—	—	1,116
維持管理積立金運用収益	549	—	—	—	549
資産見返負債戻入	—	—	855	—	855
寄附金収益	8	1	3	—	11
賞与引当金見返に係る収益	63	—	—	—	63
退職給付引当金見返に係る収益	79	10	10	47	146
	48	6	6	31	91
純利益（△純損失）	1	0	0	—	1
総利益（△総損失）	1	0	0	—	1

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和6年度～令和10年度収支計画  
 (承継勘定)

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	975
経常費用	975
承継業務経費	582
一般管理費	382
減価償却費	11
財務費用	0
収益の部	581
経常収益	581
資産見返負債戻入	1
財務収益	580
純利益（△純損失）	△394
前中期目標期間繰越積立金取崩額	516
総利益（△総損失）	123

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和6年度～令和10年度資金計画  
 ( 総 計 )

(単位：百万円)

区分	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 8,488
業務活動による支出	△ 265,823
業務活動による収入	257,335
運営費交付金収入	41,002
国庫補助金収入	1,215
その他の政府交付金収入	52,426
業務収入	128,376
運用収入	4,257
その他の収入	30,059
投資活動によるキャッシュ・フロー	11,286
投資活動による支出	△ 790,014
投資活動による収入	801,300
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 31
財務活動による支出	△ 66
財務活動による収入	35
資金増加額（△資金減少額）	2,768
資金第五期期首残高	31,794
資金第五期期末残高	34,562

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和6年度～令和10年度資金計画  
 (公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位：百万円)

区分	補償事業	予防事業	合計金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 7,397	△ 631	△ 8,028
業務活動による支出	△ 165,520	△ 4,236	△ 169,756
業務活動による収入	158,123	3,605	161,728
運営費交付金収入	1,766	-	1,766
国庫補助金収入	196	1,019	1,215
その他の政府交付金収入	29,503	-	29,503
業務収入	126,655	-	126,655
運用収入	2	2,586	2,589
投資活動によるキャッシュ・フロー	8,986	△ 500	8,486
投資活動による支出	△ 53,014	△ 10,900	△ 63,914
投資活動による収入	62,000	10,400	72,400
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 10	△ 7	△ 17
財務活動による支出	△ 10	△ 7	△ 17
資金増加額（△資金減少額）	1,579	△ 1,138	441
資金第五期期首残高	605	1,373	1,978
資金第五期期末残高	2,185	235	2,419

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和6年度～令和10年度資金計画  
 (石綿健康被害救済業務勘定)

(単位：百万円)

区分	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 12,794
業務活動による支出	△ 36,696
業務活動による収入	23,902
その他の政府交付金収入	22,923
業務収入	668
運用収入	311
投資活動によるキャッシュ・フロー	13,400
投資活動による支出	△ 193,100
投資活動による収入	206,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 23
財務活動による支出	△ 23
資金増加額（△資金減少額）	583
資金第五期期首残高	3,979
資金第五期期末残高	4,562

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和6年度～令和10年度資金計画  
( 環境保全研究・技術開発勘定 )

(単位：百万円)

区分	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 483
業務活動による支出	△ 33,219
業務活動による収入	32,736
運営費交付金収入	32,736
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 9
財務活動による支出	△ 9
資金増加額（△資金減少額）	△ 491
資金第五期期首残高	497
資金第五期期末残高	5

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和6年度～令和10年度資金計画  
( 基金勘定 )

(単位：百万円)

区分	地球基金事業	PCB基金事業	維持管理事業	熱中症対策事業	合計金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 567	△ 1,111	23,990	2	22,315
業務活動による支出	△ 5,892	△ 1,328	△ 7,008	△ 1,373	△ 15,601
業務活動による収入	5,325	217	30,998	1,375	37,916
運営費交付金収入	4,718	199	209	1,375	6,500
運用収入	549	19	790	-	1,357
その他の収入	59	-	30,000	-	30,059
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	9,500	△ 20,100	-	△ 10,600
投資活動による支出	△ 3,500	△ 71,500	△ 458,000	-	△ 533,000
投資活動による収入	3,500	81,000	437,900	-	522,400
財務活動によるキャッシュ・フロー	26	△ 1	△ 1	-	24
財務活動による支出	△ 9	△ 1	△ 1	-	△ 11
財務活動による収入	35	-	-	-	35
資金増加額（△資金減少額）	△ 541	8,388	3,889	2	11,738
資金第五期期首残高	801	1,127	11,819	-	13,747
資金第五期期末残高	260	9,515	15,708	2	25,486

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和6年度～令和10年度資金計画  
 ( 承継勘定 )

(単位：百万円)

区分	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 9,498
業務活動による支出	△ 10,551
業務活動による収入	1,053
業務収入	1,053
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 6
財務活動による支出	△ 6
資金増加額（△資金減少額）	△ 9,504
資金第五期期首残高	11,593
資金第五期期末残高	2,089

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(参考)

### 運営費交付金の算定ルールについて

#### [運営交付金算定ルール]

$$\text{運営費交付金 } G(y) = \text{一般管理費 } A(y) + \text{事業費 } B(y) + \text{特殊要因 } (X) - \text{自己収入 } (Y)$$

(注) 一般管理費及び事業費の積算根拠は、運営費交付金から充当される経費を前提とする。以下、同じ。

1. 一般管理費  $A(y) = \text{管理部門人件費 } S(y) + \text{その他一般管理費 } C(y) + \text{退職手当}$

(注) 「退職手当」は、毎年度予算編成過程において決定

① 管理部門人件費  $S(y) = \text{役職員給与} (\text{法定福利費含む、退職手当を除く})$

$$\begin{aligned} \textcircled{O} \text{令和6年度以降} &= \text{前年度人件費 } S(y-1) \times \text{昇給原資率 } (\alpha 1) \times \text{給与改善率 } (\alpha 2) \\ &\quad \times \text{人件費調整率 } (\alpha 3) \end{aligned}$$

※令和6年度における人件費については、当該年度所要額を計上。

② その他一般管理費  $C(y) = \text{①の人件費及び退職手当を除く一般管理費}$

$$\begin{aligned} \textcircled{O} \text{令和6年度以降} &= (\text{前年度その他一般管理費 } C(y-1) - \text{効率化除外経費}) \\ &\quad \times \text{一般管理費効率化係数 } (\beta 1) \times \text{消費者物価指数 } (\beta 3) + \text{効率化除外経費} \end{aligned}$$

※「効率化除外経費」=事務所借料等、システム関連経費、租税公課等、効率化が困難であると認められる経費

2. 事業費  $B(y) = \text{事業費人件費 } S(y) + \text{その他事業費 } D(y) + \text{退職手当}$

(注) 「退職手当」は、毎年度予算編成過程において決定

① 事業費人件費  $S(y) = \text{役職員給与} (\text{退職手当を除く}) + \text{法定福利費}$

$$\begin{aligned} \textcircled{O} \text{令和6年度以降} &= \text{前年度人件費 } S(y-1) \times \text{昇給原資率 } (\alpha 1) \times \text{給与改善率 } (\alpha 2) \\ &\quad \times \text{人件費調整率 } (\alpha 3) \end{aligned}$$

※令和6年度における人件費については、当該年度所要額を計上。

② その他事業費  $D(y) = ①$  の人件費及び退職手当を除く事業費

$$\begin{aligned} \textcircled{O} \text{令和6年度以降} &= (\text{前年度その他事業費 } D(y-1) - \text{効率化除外経費}) \\ &\quad \times \text{事業費効率化係数 } (\beta 2) \times \text{消費者物価指数 } (\beta 3) \times \text{政策係数 } (\beta 4) \\ &\quad + \text{効率化除外経費} \end{aligned}$$

※「効率化除外経費」=システム関連経費、競争的研究費等、効率化が困難であると認められる経費

3. 特殊要因 (X) = 特殊要因に基づく必要な経費。毎事業年度の予算編成過程において決定。

4. 自己収入 (Y) = 地球環境基金運用収入の見積り額。毎事業年度の予算編成過程において決定。

○令和6年度以降 = 積上げ方式による。

#### [注記] 前提条件

- 昇給原資率 ( $\alpha 1$ ) : 毎年度の予算編成過程において決定
- 給与改善率 ( $\alpha 2$ ) : 毎年度の予算編成過程において決定
- 人件費調整率 ( $\alpha 3$ ) : 毎年度の予算編成過程において決定
- 一般管理費効率化係数 ( $\beta 1$ ) : 中期目標期間中 8.125%削減達成を勘案した場合（令和5年度比）
- 事業費効率化係数 ( $\beta 2$ ) : 中期目標期間中 5%削減達成を勘案した場合（令和5年度比）
- 消費者物価指数 ( $\beta 3$ ) : 毎年度の予算編成過程において決定
- 政策係数 ( $\beta 4$ ) : 毎年度の予算編成過程において決定

(中期目標期間における運営費交付金は、次の係数を用いて推計)

項目		係数
昇給原資率	( $\alpha 1$ )	1.000
給与改善率	( $\alpha 2$ )	1.000
人件費調整率	( $\alpha 3$ )	1.000
一般管理費効率化係数	( $\beta 1$ )	0.98319
事業費効率化係数	( $\beta 2$ )	0.98979
消費者物価指数	( $\beta 3$ )	令和6年度は 1.032 令和7年度以降は 1.000
政策係数	( $\beta 4$ )	令和6年度は 0.95888 令和7年度以降は 1.000